

# 新しい時代の保育所機能と運営を考える

## 新しい時代の保育所のあり方に関する検討委員会報告

平成5年9月

全国社会福祉協議会・全国保育協議会

新しい時代の保育所のあり方に関する検討委員会

### はじめに

今日、保育所が直面している情勢が急速に変貌していくように感じられます。とくに児童福祉施設として、家庭の生産性を保障するうえで必要であった保育所が、その保育内容を向上させながら、幼児教育の専門性を向上させてきただけでは、不十分な状況にあることを感じられるようになってきています。

こうした今日の保育所をめぐる状況に対応し、これからの保育所運営の方向を見出すべく、昨年10月に「新しい時代の保育所のあり方に関する検討委員会」が全国保育協議会に設置されました。それは家庭や地域社会が大きく変化する中、保育所に求められる役割や機能を改めて検討し、今後の保育所像（その機能と運営）を中・長期的な展望に立って構築することを目的とするものでした。

本委員会が全国保育協議会会長からの諮問に応えてこれらの情勢分析を行い、今後の保育所のあり方を検討してきましたが、延べ8回にわたる委員会討議をもとに取りまとめられたのがこの報告書です。

具体的な内容の検討に入る前に、まず、その問題意識について述べてみたいと思います。

#### 1 時代の推移

今日、保育所をとりまく情勢について考えてみると、次のような諸点があげられます。

・まず、保育所が保育を必要とする国民のニーズ

に応えているかどうかという点です。現在、保育所を利用したいと思う人々には、多様な保育ニーズを持っていることが認められています。その一方で、利用者からみた保育所は利用しにくい状況にあると言われていています。厚生省は保育対策として特別保育事業という多様な保育メニューを制度化してきていますが、現在の保育所は早急にこれらへの対応を迫られています。

- ・保育所は先の臨時教育審議会において、幼保二元化の状況が認識されてきた関係上、児童福祉施設として、その制度改革の要請に応えざるを得ない状況にあることを認識すべきでしょう。例えば、社会福祉における地方分権化の状況と民間福祉事業の経営強化の要請に対応していくことなどです。
- ・さらに先に改定された保育指針にもとづいて、子どもの個別的な特徴を配慮し、その人格形成の初期における養育者との濃密な相互作用や、養護性の認識を強化し、家庭と地域と連携した保育を志向するという保育改革に応えることです。
- ・とくに、新しい社会福祉の価値観として、自己実現が積極的に追求される時代の保育所という認識が求められていると言えます。

#### 2 保育者の意識改革の必要性

そこで、今求められていることは、広い見地に立

って保育所運営の視点を改革していくことです。その先鞭をつけるという意味で、次のような保育者の意識改革が必要となります。

- ・ まず保育内容に関して、従来のような直接子どもの集団を運営していくという保育所保育から脱皮して、家庭や地域と連携する保育観を確立することが大切でしょう。それは、子どもを育てる保育所の成立基盤を広い視野から捉えることでもあります。
- ・ 児童福祉施設経営は措置費制度によって安定してきましたが、他方で社会福祉処遇内容の質的低下をもたらさないように、社会福祉従事者として社会問題を捉え、社会福祉マインドによる利用者援助の本質を見失わないことが必要です。
- ・ また、少子化や核家族化、さらに消費的な生活傾向や個人主義的な社会風潮において、子育ての専門機関として子どもの養護や教育の専門性を守り、向上させていくという特性を認識し、子育てをめぐる生活文化を確立し、向上、継承していくことが必要です。
- ・ これからは、保育の科学的な研究や研修に加えて、家族や地域の実情の把握やそこで生活する人びととの交流を積極的に保育所の活動に取り入れることや、生活実践をとおして援助の内容を向上させていく、保育者自身の自己研磨や自己実現に関する事柄の追求が求められることになるでしょう。

### 3 保育所再生の課題

これからの保育所が、以上の諸状況や要請に応えるためには、次のようなさまざまな活動にふみ込んでいく必要性があります。そのためにも国や地方自治体の保育財源の保障や、国民のボランティアの拡大が期待されますが、それにもまして当事者であ

る保育所関係者の意識改革と実践への決意が求められています。

- ・ 国が提示した社会福祉改革を不協和が生じないように調整して、確実に保育行政にも無理なく及ぶように配慮していくことが望まれます。
- ・ 公立保育所が行政組織に十分なじみ、その内容が一層向上されるような現場努力が求められています。あるいは、広い視野に立った社会福祉資源として、民間との関係に関して、新たな政策的な検討をすすめていかなければなりません。ここに、社会福祉協議会の活動が求められてきています。
- ・ 保育所が地域社会の育児文化の創造を担う専門機関として十分活用されるように、その内容を向上させ、地域の社会福祉協議会とともにその活動を拡大していかなければなりません。
- ・ 民間保育所においては、その経営主体である社会福祉法人の経営力を強化することと民間活力による事業の先駆性・開拓性を一層発揮できるように事業の拡大とその内容の多角化、例えば、老人福祉事業や障害児・者援護事業、放課後児童対策などの運営を行うことがあります。
- ・ また保育所は、単に保育所関係者のみならず、地域の人びとや他の社会福祉機関の人たちと協力して、国や地方自治体との関係を一層充実させて、政治や行政に対する意思表示を強めていくことが必要になってきています。

以下にまとめられた内容が、これからの保育所機能を強化し、その運営を充実していくうえでの参考になれば幸いです。

平成5年9月

新しい時代の保育所のあり方に関する検討委員会  
委員長 石井哲夫

(日本社会事業大学大学院教授)

## 1 保育・子育てをめぐる動向と展望

「新しい時代の保育所のあり方に関する検討委員会」では、検討の結果『新しい時代の』という意味で、中・長期的展望に立った保育所像を明らかにする中から、当面の課題を整理してみようということ

になりました。そのプロセスの中で、

これからの子育てを担っていく若い世代の育児意識の変化を前提に見なければ、新しい時代の保育所機能を明らかにできないということ。

② 国や地域レベルでも、戦後の大きな枠組みが一定の到達点を迎え、現在、保育制度が大きな転換期にあること。また、多様化する価値意識への対応が求められる中、中央と地方の役割の見直しやそれぞれの地域の特性をどう生かすか等の諸点を考慮して柔軟な展望を描くことが望ましいということ。

③ さらに、現在、直面する問題は当面の対応では済まない大きな課題があり、ここで改めて提起しようとするのは、なぜその課題があり、それにどう応えようとするのかという、課題と対応の『理由を含めて』関係者が共通理解に立つことが必要だということ。

以上の共通認識を得ました。

ところで、今後の子育ての背景や動向を考えてみますと、

① これまでは家庭経済を豊かにするというところに力点がおかれていた就労が、これからは自己の人生を豊かにするという意味合いが強まり、女性の就労や社会進出がますます拡大するということ。

② また、核家族化を背景に、家庭や地域社会の子育て意識や技術の低下が強まってくることが予測されるということ。

③ 一方で、家庭で（在宅で）子育てをする人びともいる中、これらの人びとを含めた子育て支援が求められること。

④ さらに、これまでの定型的な保育や子育て対策だけでは対応しきれなくなってくる状況が考えられること。

なども指摘され、このような動向をふまえ、5年後、10年後を見通した保育所のあり方を展望していくことが必要になってきています。

その意味でこの報告書は、今後の若い世代の子育てニーズを前提としつつ、また、日本の社会全体が子育てについてどのような期待を持つのかについても配慮しながら、中・長期的展望に立った保育所の機能と運営などについて検討した結果です。

## 1 若い世代の人たちの生活スタイルと子育て意識

- ◎ 明るく自由な雰囲気の中で自らの生き方を選択し、個性的なライフスタイルをつくりながら、社会的な自己の実現を図ろうとする傾向にある。
- ◎ 子育ての楽しさを味わいたいと思う一方で、その不安を感じている。
- ◎ 自己の実現と子育ての両立を考える時、子育ての支援システムがまだまだ不十分であり、その結果、自己の実現と子育てとの間に悩みが生じている。
- ◎ しかし、自己の実現と子育てとは矛盾したり両立困難のものでなく、社会的な支援によって同時に実現し得る事がらと考えるのが自然である。

今、21世紀を前に世界そして日本は大きく動いています。その中に起こるさまざまな社会の変化、価値の変化を通して、若い子育て世代の人びとは豊かさとは何かを問い直し、その手応えを探しているのだと言えます。子育てに関わっている、あるいは関わろうとしている若い世代の人たちにとっての特徴的な傾向は、「自分の人生や就労を通しての自己の実現」と「あたたかい家庭の中での子育て」を両方とも実現したいという考え方です。

しかし、この2つの目標の実現のために、若い世代の人たちがどのような困難に直面しているのかを見てみると、次のような課題があることに気づきます。

### (1)社会的な面での自己の実現

若い世代、とりわけ女性たちは今までに見られなかった自らの生き方を選択し、自由で個性的なライフスタイルをつくらうとする傾向にあります。それは新しい生き方であると同時に、その背景には、核家族化がすすむ中で新しい家庭生活が形成されつつあること。女性の就労の意味を社会的な自己の実現のためと捉えるようになり、そのことと関連して、女性の結婚年齢が上がってきていること。また、子どもを持つか持たないかを真剣に考え、自分たちの

ライフスタイルに合わせて計画することが可能になったこと。などがあげられます。

#### (2) 子育て観と子育て意識

一方、今の若い世代の人たちは子育ての楽しさを味わいたいと思っています。しかし、『子育ての意味』について聞いたある調査によると、日本の場合、「子どもを育てるのは楽しい」と考える人たちはわずかに2割です。これに比べ、イギリス、フランスでは「子どもを育てるのは楽しい」という人びとは7割以上にのぼり、アメリカでも5割弱の人びとが「子どもを育てるのは楽しい」と答えています。

他方、日本の場合『子育ての意味』を「次の社会を担う世代をつくる」ということに最も多くの人たちが(6割強)考え、次いで「家族の結びつきを強める」(5割強)、「自分の生命を伝える」(4割強)、「出産・育児によって自分が成長する」(4割弱)と積極的な意味を見出しているのも事実です(他の欧米諸国ではこれらの回答は2~4割台)。

子どもを生み育て幸せな家庭を築くといったことは人間の大きな目標でもありますが、今後の社会への不安や自分自身の将来への展望の不確かさもあって、今の社会環境の中で子どもを一人前に育て上げるということに不安を抱いている人びとがいることも事実です。また、子育てや教育に関わる費用や育児の肉体的・心理的負担などの理由によって理想とする子どもの数と予定子ども数の間にギャップが生じたりもしています。

子どもの数が減ったことで子ども同士友だちがいなかったり、母親は他人の子育ての姿にふれる機会がなく孤独な子育てとなりがちです。さらに、さまざまな情報にふれる中で、将来の社会について建設的な展望に接することが非常に少ないなどの問題も指摘されています。従って、子育て家庭、とりわけ低年齢児を持つ家庭に対する育児支援を積極的にすすめていくことが課題となっています。

#### (3) 社会的な自己の実現と子育てとの両立

ところで、自己の実現と子育てとは本来矛盾しないはずですが、現実にはこの二者を矛盾として捉える若い世代の人びとがいるのも事実です。

それは現実の社会生活の中で、とくに社会的な自己の実現を求めようとする人びとにとっては、子育ての支援システムがまだまだ不十分であり、その結果、自己の実現と子育てとの間に齟齬が生じ、あた

かも自己の実現と子育てとが両立困難なものとして捉えられてしまっているのではないのでしょうか。

女性が働きやすい状況にないという理由の中に「育児休業制度など女性が働きやすい福祉制度が十分に整っていない」「保育施設が十分でない」と感じている人びとが多くいますし、また女性が働き続けるうえでの困難や障害に「育児」や「子どもの教育」をあげる人びとも多いという実態にあります。

そのことによって子育てという行為がその個人の喜びにならず、社会から取り残されたような気持ちになったり、仕事を持つことだけが自己の実現であると思ひ、ひいてはそれが子どもを生む・生まないの二者択一の選択になったり、被害的な疎外感を味わいながらの子育てとなったりしているのではないのでしょうか。

人が喜びとすることは何か。それはこの社会的な自己の実現と子育てとの両方を合わせて図っていくことでしょうか。人生の幸せは子どもを生み、育て、幸せな家庭を築き上げる場合もあれば、労働(就労)という形での社会的システムに参加するということによって満たされる場合もあります。

そう考えると自己の実現と子育てとは矛盾したり、両立が困難なものということではなく社会的な支援によって共に実現し得る事がらと考えるのが自然であり、必要な支援体制を地域社会の中につくり上げ、両立させていくことが重要な課題となっているのです。

#### (4) 社会が求める生産力

一方こうした意識とともに、女性に対しては日本の社会自体がその発展のエネルギーとして、言い換えれば、良質な労働力であることを求めています。そのことは以下のような社会の変化にも現れています。

それは、高齢社会の進行にともない、女性の労働力なしでは社会システム全体が成り立たなくなっていることや、若年人口の減少傾向に対応して、若い女性の労働力への期待が高まり、継続的な就労によって良質な人材の確保を求められるようになってきたこと、さらに就労形態もさまざまに変化するとともに、雇用形態も多様化し、女性が就労しやすくなってきたなどの点があげられます。

また、子育てのための経費が家計の中に占める割合も年々大きくなっていることが示しているように、

子育ては費用のかかるものなので、そのことにより女性が就労せざるを得ないという傾向も見られます。

いずれにしても、このような状況は日本の社会の変化に伴う必然的なことと考えられますが、この要請に若い世代の人たちが、とくに女性がそれなりに応えようとするれば、働きながらの育児支援システム——例えば、育児休業制度の定着や再雇用制度の導入、労働時間の短縮やフレックスタイム、変形労働時間制の導入、育児時間の拡充など——が整っていない場合、自己の実現と子育ての現実との間で問題が発生してしまうという結果を招いてしまいます。

## 2 子育て世代が当面している課題

- ◎ 子育てに関わる経済的負担が増大する中、次代を担う子どもを育てるという視点で子育て世代への経済的支援を強化していく必要がある。
- ◎ また、社会全体の子育て意識の希薄化がすすむ中、あたたかな眼差しで援助していく体制を地域の間や社会の中に整えていく必要がある。

### (1) 子育て世代が当面している経済的課題

現在の子育て世代の人びとは、以上のようないわば精神的課題とともに経済的課題、そして地域での生活上の課題も背負っています。

経済的負担について言えば、子育ては非常に費用のかかるものとなっています。第一子とはかく、第二子・第三子になるとその負担に耐えきれない世帯が多くなってきます（家計費に占める教育費・養育費の割合も年々上昇を続けています）。

従って、その責任を——経済的負担を含めて——子育て家庭だけに負わせるには無理があると言えるでしょう。次代を担う子どもを育てるということは社会がその責任の一端を担うべきものであり、子育て支援制度全体の問題として子育て家庭の養育や教育費用の負担を適正な額にしていくことも必要となってきます。児童手当制度の拡充や保育費用の軽減などその経済的支援も強化していく必要があります。

### (2) 社会全体の子育て意識の低下

子育てについての問題点のもう一つは、社会全体が子育てについて、あたたかな眼差しで援助していく体制になっていないことがあげられます。隣近所に親しい友人がいない。両親や親戚とも遠く離れて暮らす若い人びとにとっては乳幼児の育児を手助けしてくれたり、お互いに何でも話し合うような仲間もない。このような地域社会は、ただでさえ初めての子育て経験で大変な思いをしている若い世代の育児に対する孤独感や負担感をますます重いものにしていくと考えられます。

また大都市部では通勤電車の中での妊婦の苦勞は、よく新聞の投稿等にも見られる話題ですし、現在の過密、かつ長時間の労働は妊婦を支援する体制になっているとは言えません。産休や育児休業の取得もだいぶすすんではきましたが、まだまだ不十分だということも言われています。

このようなことを見ても、近隣地域や社会での支援と援助のシステムを創設していくことが、今、求められています。

## 3 子どもたちの環境としての現代社会

- ◎ 集団経験や生活体験の少なさによって、人間関係の形成力が持たなくなってきている。
- ◎ 体を使わない生活を送る子どもが増えてきており、また、かつてのように家の労働にそれなりの役割を持って参加し、体を動かすと言うことはあらゆる場面で少なくなっている。
- ◎ これらの問題の解決の一つの方策は、乳幼児の生活を総合的に見ている保育所の活動の中に求められる。

一方、子どもの側から現代の社会を見ると、今のこのような状況は果して子どもの成長にとって望ましいのかと云うことがあります。現代の社会がさまざまな問題を内包していることに注目する必要がありますし、以下のような傾向は、それぞれにおいて多少の違いはあっても、大勢として都市部も町村部もあまり変わらない傾向にあります。

そしてこれらの問題は、子どもたちの精神力、体力、知力の発達においてさまざまな問題を引き起こ

しつつあることが指摘されていますが、その解決の一つの方策は乳幼児の生活を総合的に見ている保育所の活動の中に求められます。

#### (1)集団経験の少ない子どもたち

近隣社会に同年代の子どもたちの自然な集団が出来にくい、などの問題点はすでに指摘されているところです。人間は幼い頃から同年齢や異年齢の集団の中で少しずつ、そして段階的に人間関係の形成を習得していきますが、それが不十分な場合、大人になってから人間関係上の問題が多発する傾向にあるだけに、とくに注意しなければならない課題だと言えます。

#### (2)生活体験の少ない子どもたち

また、さまざまな環境や生活の変化によって、子どもたちの言葉が現実的な裏付けを伴わないという傾向についても考える必要があります。

現代の子どもたちの中には「ニワトリ」や「カエル」といった、一昔前であれば当然知っていた動物を見たことも触ったこともない。「犬」や「猫」も見たことはあるが触ったことはないといった子が増えていると言われています。「火」も同様で、現代の建物の中では、火を見たことがない子どもも増えてきています。

このような言葉の発達の歪みは人間関係の形成力にも大きな影響力のあることにも注目しておく必要があります。

#### (3)体を使わない生活を送る子どもたち

さらに、体を使わない生活を送る子どもが増えてきています。直ぐ近くでも歩くことはせず、車を使い、また集合住宅化し、狭くなりかつ便利になっている家の中では、幼い子どもが走り回ったり飛び跳ねたりすることを許容する状況にはありません。かつてのように家の労働にそれなりの役割を持って参加し、体を動かすと言うことはあらゆる場面で少なくなっています。

### 4 子育て意識の変化と子育て理念確立の必要性

◎ 子育てをめぐる経済的・精神的負担を強く意識してしまっている、これからの世代は高学歴化の中で少産傾向を示す。

◎ 現在の子ども観は『私物的わが子観』から『社会的わが子観』への移行過程にある。

◎ 子育て観は意識としての問題以上に、子育て世代が社会でおかれている環境を反映したものであり、長時間通勤・長時間労働の現実の中では『委託的な』ものにならざるを得ない現実がある。

◎ 家庭を離れての子育てはあり得ないが、今は、子育ては親や家庭だけの責任ではなく、社会的な支援を明確にすることも必要である。

◎ 言い換えれば、子育ては個々の人間としての当然の営みであると同時に、人間としての共通の課題である。人びとの日常生活の中で何気ない助け合いから始まり、そのような観点を明確にした政策体系の確立と、その実践の中心である保育所における保育実践につながっていくものである。

◎ こうした取り組みによって、次代を担う子どもたちの健全な育成が実現でき、そのことがまた地域に子育て文化を築いていくことにもつながる。

◎ 従って、地域社会の中で子育て支援の中心的役割を担う保育所がその機能を強化し、ニーズに的確に対応していくことが重要な課題となってくる。

#### (1)近未来の家庭、子育て意識

ところで若年人口の動向については、今後数年、第二次ベビーブーマー世代が親になる時期にどのような傾向を示すかは定かではありませんが、第二次ベビーブームの時のように第三次ベビーブームが来ると考えている人はあまりいないようです。

それは、第二次ベビーブーマはその前の世代よりも、もっと子育てをめぐる経済的・精神的負担を強く自覚してしまっていることに一つの原因が求められましょう。また、この世代は先にふれたような背景のもと、夫婦の関係や親子の関係といういろいろな人間関係を新たにつくっていく努力が弱いといった傾向がある、とも言われています。また、この世代は高学歴化しているのも、そのことが少産傾向を示すと同時に、社会的責任を自覚した子育て世代でもある点にも注目する必要があります。

しかし、ここで問題なのは、上記のような傾向を

ふまえて子育てをする夫婦の年齢層が上昇しつつあるため、結果的に自らの老後への蓄積や、老親の介護への負担の時期と子育ての時期が非常に近づいてしまい、子育て世代の年齢層が上がることによって、経済的負担の軽減効果があまり期待できないことが考えられます。また、彼らは社会の中心的な世代として、大変忙しい日常を送っており、その中での子育てになると言うことでもあります。

ところでこのような傾向とは裏腹に、一部に役割責任を欠いた出産や子育てが見られることも現実的な課題と言えるでしょう。このような傾向が、家庭の崩壊や低年齢出産（20歳未満の）の増大傾向となって現れてくる可能性も指摘されています。

## (2) 子ども観の変化

ところで、現在の子ども観は『私物的わが子観』から『社会的わが子観』への移行過程にあると考えられます。

現在の兆候としては、『私物的わが子観』の極端な行き過ぎが、まるでわが子を着せ代人形を扱うかのような『ペット的子育て観』も散見されますし、一方で、『社会的わが子観』の行き過ぎが、育児について全く保育所などに任せきりの『委託的な子育て観』も散見されます。

このような『わが子観』は、単に意識としての問題以上に子育て世代が社会でおかれている環境を反映したものであることに注目する必要があります。長時間通勤・長時間労働の現実の中では『委託的な』ものにならざるを得ない現実。また、現実の職場の中では、仕事の対象に合わせて労働するのは当然のことですから、社会が複雑になればなるほど、保育時間も一定の枠にはめられない現実も発生します。

こう考えると、子育て観は単に個人の子育て場面から出てくるものではなく、さまざまな社会全体の価値観の中から出てくる価値意識であるとも言えます。

私物的わが子観……子どもを親（家）の所有物として捉える考え方。かつての社会では子どもはある種の財産であったため、現在もこの考え方は根強く人びとの意識の根底を成している。この観点は当然子育てを全面的に家族の責任と見なす。

社会的わが子観……子どもは、子どもとして直接社会の中で一個の人格を有する存在であって、そのため子どもは親の意向を超えて必要な社会的保護

を得られるとともに、社会に対しての一定の義務を負うと言う考え方。この考え方は子育てについても、親の責任と同時に社会人全体にも責任があるとする。

## (3) 保育・子育て理念の確立

従って、子育て観の混乱は従来の「子育ては家族の責任（私物的わが子観）」という世間の常識と「世代としての社会的責任としての子育て（社会的わが子観）」という現実とのギャップが未整理のまま放置されていることにその原因を求めることができます。

その意味で、この課題を整理しておくことが新たな保育所像を考える一つの出発点でもあります。もちろん、家庭を離れての子育てはあり得ませんし、家庭生活が精神的に豊かになるためにも、子育ては大変大切なものだと言えます。しかし、そのことを前提にしつつ、今は子育ては親や家庭だけの責任ではなく、世代としての、社会的な支援を明確にすることも必要だと言えましょう。

言い換えれば、子育ては個々の人間としての当然の営みであると同時に人間としての共通の課題であり、社会としての支援を明確にしていくことが必要だということです。それは人びとの日常生活の中の何気ない助け合いから始まり、子育ての社会的支援という観点を明確にした政策体系の確立と、その実践の中心である保育所における保育実践につながっていくものでもあります。と同時に、家庭における子育ての中でも、社会の一員としての役割を果たすことを前提とした子育てが求められるということでもあります。

こうした取り組みによって、次代を担う子どもたちの健全な育成が実現できるとともに、そのことがまた、地域に子育て文化を築いていくことにもつながるのです。

それと合わせて、一人ひとりの子どもの成長にとって、今日、子育てに悩み迷う両親への精神的サポートが非常に重要なことを強調しておく必要があります。従って、地域社会の中で子育ての中心的役割を担う保育所がその幾能を強化し、ニーズに的確に対応していくことが重要な課題となっているのです。

## 5 子育て世代への精神的サポートの必要性

- ◎ 都市化を背景にすすんだ核家族化や地域社会のつながりの希薄化が、育児不安や育児ノイローゼといった問題を顕在化させた。
- ◎ このため、子育てに関わる援助と支援の仕組みを社会的に用意していくことが重要な課題となっている。
- ◎ しかし、多くの子育て世代は往々にして孤独の中にある。他の存在をなかなか知らないということもあって、多様さを認め、認識するというよりも、標準性を求めるという傾向にある。
- ◎ 従って、親同士や地域社会との交流を通して、孤独からの開放を図ることや子どもが気軽に遊びに行ける場所、あるいは子ども同士の活動や様子を見ることのできる場を先ず用意していくことが大切である。
- ◎ そうした中から、何かあったら気軽に相談できる、必要な時、手助けを得られるという態勢をつくっていく必要がある。
- ◎ また、交流の場や援助と支援の仕組みを整えていくということは、子育てを楽しく、生きがいの持てるものへとしていくことである。
- ◎ これらの機能は、そもそも保育所が本来担うべき役割、持つべき機能であるとの認識が必要である。
- ◎ それは地域社会に最も身近な児童福祉施設として、また育児や子育ての専門機関として、保育所ほどこの機能が発揮できる場はないからである。

### (1)家庭機能の脆弱化

今日ほど家庭機能の脆弱化が言われている時はありません。それは都市化を背景にすすんだ核家族化や地域社会のつながりの希薄化が、本来であれば、家庭や地域社会が自ずと持っていた育児や子育て機能を減少させ、その結果、誰にも相談できず、周りからの手助けもなく、ひっそりと孤立して暮らしている人びとの増大を招来したとすることができます。

そしてこの現象は都市だけに起きているのではなく、過疎化のすすむ農村部においても同様の傾向が見られます。

またそのことによって、育児不安や育児ノイローゼといった問題を顕在化させました。ですから、今日のように小さな家庭と人びとのつながりの弱い地域社会にあっては、子どもと家庭に対する在宅福祉の充実の視点から、子育てに関わる援助と支援の仕組みをつくっていくことが重要な課題となっています。

### (2)精神的サポート（支援）の意義

子育ては生物学的機能と社会学的機能の2つの側面から捉える必要があります。

子育ての基本機能である生物学的機能面は、乳児死亡率の低下に象徴されるように、医学の発達や保健や医療機関の育児支援機能の充実もあって、その機能は強化されていると言えます。一方、現在、問題があると指摘されるのは子育てに関わる社会学的機能面です。とりわけ、子育てを家庭機能の崩壊という観点から着目し、とくに人間関係の再構築という側面から子育てを捉えていくことが求められています。その場合の出発点は、人間にはいろいろな人がいて一定の型にははまらないということを知ることから始まります。

生物学的支援のプロセスでは、子育てを何でも一つのパターン（定型）で考えようとし、それを人間の生活全般にあてはめてしまう傾向が顕著でしたが、現実の私たちの住む社会には赤ん坊からお年寄りまで、実にいろいろな人たちが存在し、成り立っています。決して定型のパターンでその生活が営まれているわけではありません。また、さまざまな人びとの助け合いや交流を通して生活していくのだと言う、ごく当然なことを先ず再確認することが重要です。

しかし子育ての場合を見ると、多くの子育て世代は往々にして孤独の中にあり、他の存在をなかなか知らないということもあって、多様さを認め、認識するというよりも、標準値を求めるあまり、「育児書に書かれている通りにならない」「母親学級で習った通りにならない」と言って悩み、そして、周りからの手助けもないまま、ますます孤独の中に放り出され、追い込まれ、ノイローゼになっていくという実態があります。



このように、多くの子育て世代にとって、親同士や地域社会との交流を通して、孤独からの開放を得ることや子どもが気軽に遊びに行ける場所、あるいは子ども同士の活動や様子を見ることのできる場があることはとても大切です。また、何かあったら気軽に相談できる、必要な時、手助けを得られるということも大切なことです。とくに、初めて子育てを経験する人びとはそうした場でいろいろな子どもたちを見て、初めて多様な子どもたちがいることに気づき、子どもが自らの力で、力強く自分の世界を開拓していく力を持っていることを知ることができるのです。

### (3) 子育てを社会的に援助していく専門機関としての「保育所」機能の強化

いま、地域社会での交流の場や援助と支援の仕組みを、社会的に用意していくことが必要とされています。それは子育てが楽しく、不安で、孤独なものではなく、楽しく、生きがいの持てるものとしていくためにも地域の中に気軽に立ち寄り、交流できる場や気軽に相談ができる場が必要であり、地域社会に最も身近な児童福祉施設として、また育児や子育ての専門機関として、保育所ほどこの機能を発揮しうる場はありません。

現在、育児相談などの事業や育児講座等の取り組みが各地で実践され、優れた活動も報告されていますが、地域の子育て家庭に対するこうした相談や援助の活動、あるいは交流といったものは、そもそも保育所が本来担うべき役割、持つべき機能であるとの認識がまずもって求められます。ですから「保育所が本来的に行うべきもの」としてこうした活動に取り組むか、あるいは「余分なことだが、余裕があったら行う」とするかでは、その内容や実践も自ず

と異なってきます。

しかし、このような機能を保育所が果たしていくためには、保育所自らが次のようなノウハウを習得することが必要です。

その一つに、少なくとも保育指針の改定の内容が実践場面で徹底して行かなければならないという課題があります。それは、集団を統一的に動かすという保育システムである限り、新しい個性を尊重する保育のノウハウとは異なってくるからです。

また、このような機能は定型的な実践になりにくく、その地域に合わせた、そこに集まってくる人びとに合わせた実践が柔軟に展開されることが求められます。従って、大変高度の援助能力（技術）が保母（職員）に要求されることとなります。例えば、さまざまな育児・子育ての困難に直面しているにも関わらず、そのように自覚していない、あるいは自覚したくないと思っている親が大半な中、『相談センター』などと言っても「うちの子は問題はありませんし、相談の必要などありません」と言うことにもなりかねません。

そうした時、もっと自然な交流の中から育児体験を話し合ったり、助け合ったり、励まし合ったりする場面の設定が必要となってきます。また時には、具体的な施策・サービスへとつなげていくといったことも必要です。その意味では、個々の問題状況に照らした援助を展開する技術が必要となってきます。

このような意味で、社会福祉援助技術の能力を生かしてフレキシブルな保育や運営が保育所に求められているのです。と同時に、保育所だけで全ての支援に対応できるわけではないので、さまざまな機関や施設・人びととの連携も課題となってきます。

## 2 これからの保育所運営の方向を考える

### 1 新たな保育所運営の展開

- ◎ 今後、全ての保育所が対応すべき基本部分とは、基本的には入所児童に対する養育補完を中心とした通常の保育、乳児保育、延長保

育、障害児保育と子育て家庭に対する相談機能が考えられる。

- ◎ 拡大部分については、社会情勢や保育ニーズとの関連でその機能が求められるものや、子育て家庭への支援や各種の地域活動が考えられ、一時的保育、長時間保育、夜間保育、休日保育、病児保育、外国人児童の保育、育

児講座の実施、地域児童との交流、高齢者との交流などが考えられる。

- ◎ 拡大部分が基本部分にプラスされるという感覚では、お互いに馴染むどころか負担に感じ、両者が行き詰まってしまう。両者がごく自然にかみ合い、お互いに高められていく必要がある。

以上述べてきたような方向性をふまえるならば、今後の保育所の運営を柔軟なものにしていくことが重要です。以下、今後の運営について若干の枠組みの整理を試みてみます。

### (1) 保育所機能の基本部分と拡大部分との関係

保育所の運営を考える上で、全ての保育所が取り組むべき課題（機能）としてあげられる事柄と、その地域のニーズに柔軟に対応して展開されるべき課題（機能）を一応分けて考えてみたいと思います。しかしこれは、課題（機能）を整理するための便宜的な枠組みであって、保育実践の場面で、この二者の間に明確な境界線を引くことを意味しているわけではありません。

ここでは、全ての保育所が取り組むべき課題を『基本部分』と名付けます。この基本部分というのは、一つの固まりの中の中心的な部分に存在し、周辺には必ずそれを取りまいている部分があります。従って、ここで基本部分と言うとき、保育所の機能としての中心的な内容を示してはいますが、決してそれだけで保育所が成り立つというものではありません。

### (2) 保育所機能の基本部分

では、今後、全ての保育所が対応すべき基本部分とはどのような内容なのでしょう。基本的には入所児童に対する養育補完ということになりますが、それに加えて子育て家庭に対する相談機能があります。それを整理すると、以下のようなものだと考えられます。

① 通常の保育……入所児童に対する保育は、子どもの保護・養育機能を重視した内容として考える必要があります。とくに、一人ひとりの子どもを大切に保育が求められます。

② 乳児保育……この乳児保育は一部の地域ではもう普通のことになっていますが、まだ対応できていない地域も少なくありません。

③ 延長保育……保育時間を延長して行う保育。とくに通勤時間や勤務形態などとの関係でその需要が高まっています。

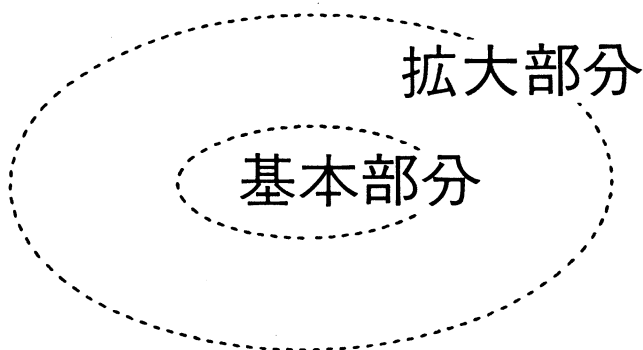
④ 障害児保育……子どもの可能性は大変豊かなものがあります。さまざまな子どもたちが共に生きることで、子どもたち同士その才能を広げていきます。そのような意味でも障害児保育も当然、どの保育所でも取り組まれるべき課題です。

⑤ 相談機能……子育て世代へのサポートの必要性については前述した通りですが、核家族化と言う状況の中で子育てに悩んでいる人びとがたくさんいます。そのような人びとにとって、一時的保育機能などと合わせて、身近な所に相談の窓口が開かれていることはとても安心でき、世間話の延長として気軽に相談できることで自分自身を見つめ直す機械も得られます。従って、保育所がこの相談の窓口になり、具体的な支援活動と関わらせていくことが期待されます。

### (3) 保育所機能の拡大部分

また、拡大部分としては社会情勢や保育ニーズとの関連でその機能が求められるものや、子育て家庭への支援や各種の地域活動が考えられます。

① 一時的保育……地域の子育て機関としての機能を発揮するうえで、保育所の一時保育機能を高める必要があります。とくに子育ての援助を他に求めにくい家庭にとっては、この機能が保育所にあるというだけで保育所への信頼は高まるでしょう。また、育児リフレッシュ支援事業との関連でもその推進が求められます。



長時間保育……現在，保護者の残業等やむを得ない事情のため長時間保育を必要とする子どもを対象に，午後10時頃までを開設時間とする長時間保育が制度化されていますが，全体の保育時間が子どもの無理にならない範囲で，その家族の状況に対応していく必要があります。

夜間保育……現代社会の労働条件の多様化は，夜間労働等で子どもを夜間まで預けなければならない状況も生み出しています。また，一般の家庭でも緊急の事態になれば，そうした状況が発生することが予想されます。全ての保育所での対応ではないにしても，大都市部を中心に，いくつかの保育所が対応する体制を整えておくことも必要です。

休日保育……サービス産業の拡大等によって勤務形態が多様化している今日，休日保育の実施も欠かせません。その需要は大都市部に多く見られるでしょうが，核家族化が都市部と同様にすすみつつある町村部においても今後，その対応が求められる課題です。

病児保育……現在はその病気が例え軽いものであっても，病気の場合は家庭保育が通例となっています。もちろん病状急変の危険性を無視したり，親の看護の責任を放棄するものではありませんが，子どもは軽い病気をよくするものでもあり，程度の問題はありますが，家庭での静養で足りるような場合，その保育を保育所で行うなどの対応も必要です。

外国人児童の保育……既にその受入れに努めている地域もありますが，日本に生活する以上，その援助を積極的にすすめることは必要です。

育児講座の実施……保育所のノウハウを生かしての育児講座の実践は，とくに3歳児以下の子どもを持つ世代にとって，地域での友だちづくりや保育所を知ってもらうという意味を含めて大変有益なものだと考えられます。この実施にあたっては，集団保育の場と連携させて子どもたちがほぼ同年齢の集団の中で楽しそうに遊ぶ場面を経験することや，同じような子育て世代との交流等，また保育所のさまざまな子育て支援機能について知らせることなどにも十分留意し，単なる子育て情報の提供に終わらないようにすべきです。

地域児童との交流……保育所退所児童との交流や小学校低学年児童などの受け入れ また異年齢児との交流などが行われていますが，こうした活動は

子どもたちにとっても楽しいし，園児にも良い意味での刺激になります。また，さまざまな集団の中での関わりができれば，子どもの発達成長にとっても大変有益になることが期待されます。

高齢者との交流や郷土文化にふれる……高齢者等世代間交流事業や郷土文化伝承活動等が取り組まれています，世代間協力の新しい担い手としての子どもたちを育てていくことにその目標をおく必要があります。従って，高齢者との交流や郷土文化を通して，生きる力や喜び，そして希望を高齢者も子どもも共につくり上げていこうという姿勢が大切ではないでしょうか。

この拡大部分については，それぞれの地域の実情に即し，保育所は保育所例のもっている資源（保母の持つ個々の才能，心豊かな子どもたちなど）を活用して展開することが望ましい課題です。そして全ての保育所が実施するという性格のものでもないのですから，いくつかの保育所が協働してサービスを展開するなど柔軟な展開があつてよいと思われます。

#### (4) 基本部分と拡大部分の保育運営の考え方

ところで，保育所機能の基本部分と拡大部分はどのようにして連携を持つ必要があるのでしょうか。

拡大部分が基本部分にプラスされるという感覚では，お互いに馴染むどころか負担に感じ，両者が行き詰まるのは必至だともいえます。両者がごく自然にかみ合い，お互いに高められていく必要があります。基本部分の事業がある一定の保育ニーズへの対応であるとしても，拡大部分の事業が特定の職員で，別棟の保育室で行われるという性質のものではありません。日頃から培ってきた保育の技術と職員集団という人材を活用し，在園児との交流を基盤に繰り広げられる事業であると言うように理解することが大切ではないでしょうか。

また，「仕事と子育ての両立の支援」という観点から見ても，これまで低年齢児の保育や延長保育には「子どものためにはよくない」といった発想で，そのニーズへの対応が消極的であったように思われます。あるいは「地域社会における子育ての支援」という観点から見ても，「特別にしてあげている」という気持ちを持ってはいなかったのでしょうか。私たち保育所は，これまで子育ての情報と技術を身につけてきたにもかかわらず，そうしたニーズに十分応えられないできた側面があるようにも思えます。

一人では不安な子育ても、みんなで一緒に楽しみたいと思っている地域の人びとは大勢います。従って、子育ての楽しさを共に喜び合える形での援助をしていくことが大切だと言えるでしょう。

## 2 保育所の類型

ところで、前述した『基本部分』と『拡大部分』は現実的な形態としてどのような組み合わせがあるのでしょうか。

その形態はそれぞれの保育所が地域のニーズに対応して決めれば良いと考えますが、保育所の機能から一応の類型を示しておくとして、以下のように分類できるのではないのでしょうか。

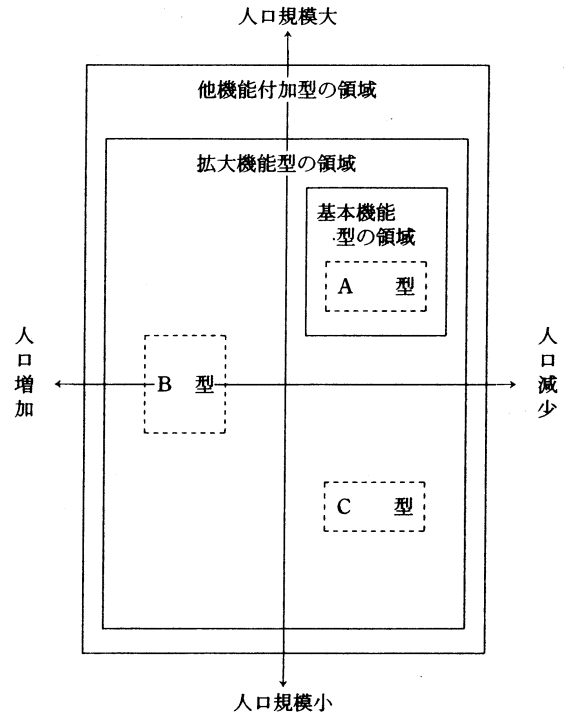
基本機能型 保育所	基本部分（拡大部分の一部）を実施する保育所。とくに大都市中心部（大都市周辺部）などで、就労支援ならびに家庭養育の補完を中心とした保育所。企業内保育施設などもこの類型に入る。
拡大機能型 保育所	基本部分に加え拡大部分もかなりの事業を実施する保育所。とくに都市周辺の住宅都市等を中心に展開される。また、町村部では出現量は少ないが、そのニーズは見られる。
他機能付加型 保育所	基本部分や拡大部分の他、老人センターの運営など、他の福祉機能を付加する保育所。

また、これからの保育所運営を考えるうえで欠くことのできない課題が、子育て世代への対応を越える機能を保育所に位置づけていく——保育以外の他の福祉機能を保育所に付加していく——ということです。それは地域に密着した福祉施設として、また住民に身近な福祉施設として各種の福祉機能を総合的に提供していく場としての方向でもあります。今日、老人ホームや児童館といった他種の福祉施設との合築や複合化が各地で模索されてきていますし、D型デイサービスセンターの運営を保育所で取り組めるようになってきています。

例えば保育所と学童保育（児童クラブ）、そしてお年寄りのデイサービスセンターやその他の必要な

福祉サービスが、地域ニーズの発生に応じて提供できるような施設機能を保育所に付加し、対応していくためにも、保育所に多目的スペースやコミュニティスペースを整備していくことが望まれます。

ところで、保育所の課題と実践そして今後の方向を、人口動態と人口規模によって、仮にA型、B型、C型に分類して見てみましょう。



### (1) A型保育所の課題とその実践

大都市圏（とくにその中心部）においては、出生率が全国平均をかなり下回り、少子化現象に拍車をかけています。このため、保育所は慢性的定員割れをきたしている状況があります。

そのうえ、とくにこの地域の働く親の就労形態は非常に多様であり、一方、近年の女性の意識の変化やわが国の経済状況を反映して、母親の就労も増加し、さまざまな意味で若い世代は多忙をきわめている地域だとも言えます。

一方保育所は、同じ都市の中にあっても、必ずしも同じニーズがあるわけではないというのも特徴です。とくに大都市（都市）中心部の保育所は、必ずしも当該地域に居住している子育て家庭だけではなく、その地域の事業所に勤務する子育て家庭にも重点的な対応が望まれています。

その意味でこの形態の保育所は、障害児や外国人児童の保育は当然として、働く若い世代の子育て支援を重点的に、延長保育や病児保育、夜間や休日の保育など、働く人びとを中心にした保育体制を整えるべきだといえる。

## (2) B型保育所の課題とその実践

今、最も人口の集中化がすすみつつあるのは、都市周辺部にドーナツ状に広がる住宅地域だと言えます。この地域では、全体として見れば必ずしも出生率は減少していませんし、乳幼児を抱えた若い世代が新しい生活形態をきり拓き始めています。

また、ベッドタウンが多いため、そこには生活の利便性を高める商業的サービスはあっても、地域的な人間関係はほとんどないに等しいといった状況です。

このような地域での保育は基本部分はもとより、拡大部分もその大半を実施する方向で、総合的子育て支援センターとしての機能が求められます。

また保育所運営の最大の課題は、乳幼児の子育て中の核家族の若い世代の人びとに育児についての安心感を提供するとともに、それらの人びと同士の間人間関係をできるだけ多くつくることがあります。その拠点としての保育所運営が求められています。

そのために保育所運営も保健所や社会福祉協議会などさまざまな社会資源と連携して、各種のニーズに柔軟に、そして個別に対応できる運営がとくに求められてきます。

## (3) C型保育所の課題とその実践

過疎化を背景とした町村部でも、都市部に見られるような母親の就労の増加と多様化と両親そろっての就労が一般的になり、農業従事者にしても経営方針・規模の変容により居宅内労働とは言えない状態になっています。また、商店も集合型が進行しつつあり、生活と労働の場が分離しつつあります。

また、家族形態は三世代家族が未だ大勢であるが、高齢者を抱える割合が増加し、家族での介護を余儀なくされている状況が多くなってきている実態もあります。さらに、核家族の比率も上がってきており、ひとり親家族も増加の傾向にあります。

この地域では人口の社会増は期待できず、自然減が以前として続いています。例えばある町の実態を見てみると、14～15歳で約6割が地域外へ流出し、

18歳～20歳前後でさらに残りの3割が洗出している状況があります。25～26歳前後で若干の社会増がある程度で、全体的に出産予定の女性は減っていますが、子ども全体数における保育ニーズの比率は増加傾向にあり、とくに3歳未満児の保育ニーズも高くなってきているという状況です。

現在、提示されている各種の保育事業は、町村部でそのまま適用するには、規模などの基準が合致せず実質的には実施できないものも多いと言えます。地域活動事業は町村部の保育所では実施しやすく、かなりの実施が見られ子どもの活性化のために必要不可欠の事業とも考えられます。

ところで、現状のいくつかの課題をふまえ、これからの町村部における保育所のあり方について考えて見ますと、子どもの数は絶対数では減少していくかも知れませんが、都市部同様、保育への要望はますます高まっていくと考えられます。とくに就労支援、集団保育の場、乳児・延長保育、家庭介護支援、相談などは大切な課題となってきます。また拡大部分については、もっと保育所の運営を柔軟にし、社会資源としての機能発揮を図り、児童健全育成の視点での保育所の活用がもっと積極的に推進されていく必要があります。さらに、地域状況に応じて高齢者等の他の必要な福祉サービスが、小規模で提供できるような複合施設化も必要です。

このように町村部においては、都市部とは違った課題を抱え、それに対する運営の工夫も各地でなされていますが、そうした創意工夫が認められ、支援されていくシステムをつくっていくことも必要となります。

(4) その他民間保育サービスの課題とその実践  
なお、上記（認可保育所）以外の保育施設として、企業や病院付属などのいわゆる企業内保育施設があります。現在、このような保育施設は認可の対象になっていませんが、こうした保育施設や将来的な形態としては育児に関わるホームヘルプサービス（ベビーシッター派遣など）という形態も存在するので、これら民間保育サービスについても大都市での実践と合わせて、その位置づけを検討していく必要もあります。

### 3 具体的実践例 - ある保育所の実践から -

以上のようなことを考えながら、具体的な保育実践の展開についてある保育所の取組を紹介します。この保育所は先の分類でいうとB型にあたりますが、ニーズに即した積極的な対応と自然な取り組みが良い効果を上げている例です。

#### (1) 延長保育の取り組み

現在、朝7時から夕方7時までの保育を行っています。以前に比べて、正規職員として働いている人が増えていること、就業時間が多様になったこと、通勤時間の長い人がいることなどがその理由です。朝の時間外は約30%、夕方の時間外は60%以上、また夕方5時30分以降も20%以上の子どもが利用しています。また、低年齢児の利用が多いのも特徴です。

土曜日も平日と同じ保育時間です。登園は普段の1/3程度といった状況ですが、登園している子どもの半数近くが、夕方までの保育となっています。

延長保育をしているということでの入所希望は多く（とくに土曜日の午後）なっています。保育所が長い時間保育しているということで、母親たちの仕事を選ぶ範囲が広がっていると思われますし、子どもが生まれるまでしていた仕事を続けられるという安心感をもたらすこともできています。

#### (2) 乳児保育の取り組み

産休明けからの保育を行っています。利用者は年々増加しています。産休・育休明けの保育はほとんどが年度途中の入所です。そのため、子どもの人数が増えることを前提とした職員配置が必要になります。また、看護婦の存在も大きくなっています。

子どもが生まれてからも仕事を続けようと考えている人も増えているので、これからの利用も増加すると思われますし、乳児保育をしてくれる所があるということでの安心感も与えています。

0歳児クラスというのは年齢の幅が広いので、それぞれの成長に合わせたクラス（グループ）づくりをしています。年度途中での1歳児クラスへの移行も検討されています。

乳児クラスで大切なことは、より清潔で明るく家庭的な保育空間を工夫することです。また保育者の腰痛問題も多いので、保育者にとっての働きやすい保育室づくりも必要です。おむつ交換台の高さ、テ-

ブルやイスの高さなど腰を曲げないですむように、家庭と同じ高さのものを取り入れています。立ったり座ったりの動作は腰の負担が多くなるので、思い切って大人の高さに合わせると、保育者の動きはとてもスムーズになりました。子どもたちも低いイスの時は大人の足しか見えませんでした。高くしたことで大人の顔が良く見えるようになり、安心できるようです。

#### (3) 一時的保育の取り組み

母親の通院、家族の看護、週に数回の就労あるいは職業訓練など、毎日の保育ではなく、必要な時の保育を希望する人たちが利用しています。困ったその日から預けられるのでとても好評となっています。この制度を利用して何らかの資格を取り、就職する人も増えています。また、利用者のほとんどはできるだけ自分の手で子育てをしようと思っている人が多いので、預ける理由がなくなると利用を中止していきます。

現在、多い時は月に延べ100人以上が利用しています。年齢別の割合は0歳児31%、1歳児19%、2歳児21%、3歳児25%、4歳～5歳児4%というように、半数以上が3歳未満といった状況です。子育て専門のお母さんたちも病気やちょっとしたアクシデントで、誰に頼っていいのかわからずに困っている人が多く、遠慮なく頼れる所を求めているのだと思います。

#### (4) さまざまな遊び友だち

これからの保育は「保育」という一つの保育形態にこだわるのではなく、柔軟に考え、子どもたち一人ひとりが個性を発揮できる場を用意していくことが大切でしょう。また、基本的に保育所は小さい子も大きい子も、障害を持った子も、そして男性の保育者も女性の保育者も、さまざまな人たちが個性豊かに生活できる場所と考えられるので、クラス主義から園全体をオープンにし、園全体の子どもたちを見ていこうという気持ちが必要です。そのような観点から、あたたかみのある保育空間が工夫されています。

そして子どもたちが遊び場を選べるようコーナーをつくり、コーナーには今までの遊びの他に日常生活が楽しめるようなものが加えられています。洗濯やアイロンかけができたり、簡単な料理をつくって楽しんだりといったものです。これは子どもたち

に好評ですし、保護者からも家では普段なかなかできないことなので喜ばれています。

オープンな保育室の中で子どもたちはさまざまな経験をし、小さい子が大きい子の遊びをじっと見つめ、いつの間にかその遊びを覚えてしまいます。誰に言われるのでもなく大きな子が小さな子の世話をしている。それは障害を持った子どもに対しても同じです。子どもたち自身が、生活の中で身につけていくのです。

年齢別のクラスの時はおとなしかった子が、自分より年下の子ができて、リーダーとなって張り切るなど、一つの保育形態の時にはできなかつたことが経験できるようになりました。保育者は子どもたちの遊んでいる様子をつかむことと柔軟な考え方が求められると言えます。

#### (5) 地域の子どもたちとの交流

ここの保育所には週に1回、地域の親子が遊びに来ます。この事業は『うさこちゃん』というニックネームで呼んでいます。年を追うごとに参加者が増え、今年は40組位の親子が参加しています。子どもの遊び場、友だちを求めている人の多いことがわかります。

内容は歌や手遊びをして、紙芝居などを見たり、時には簡単な制作もします。そして、リズムあそびや体操をしてお終いという約30分のプログラムです。紙芝居を読んだり、制作の時のお手伝いは参加している母親たちがします。みんなとても楽しい顔をしているのが印象的で、終わると園庭などで遊んで帰ります。

保育室も自由に入れるので、いろいろなものにふれ、保育所というものを知るきっかけとなります。また、母親同士が知り合える場所にもなっており、孤独になりがちな子育てを、楽しいものにするこへの一助となっています。

#### (6) 地域のお年寄りとの交流

月1回、『山歩き』と称して年長児と自然散策に出かけます。この活動に地域のお年寄りも参加しています。また、この時のことを手紙にして、山歩きに参加した人だけではなく、寝たきりの人、老人ホームにいる人たちにも送っています。

自分たちの住んでいる地域を歩くので新しい発見があったり、コースの途中の人と知り合いになったりもします。園に着くとちょうど昼食時なので、年

長児と一緒に部屋で食事をしてもらいます（実費徴収）。

この時間がお年寄り同士の話しが弾む時間です。保育者も加わり、食事、おしゃべりをして帰っていきます。子どもたちの顔をみると元気がでると喜んでもらっています。山歩き以外にも、お年寄りと一緒にできる行事には毎回誘うようにしています。

#### (7) 食事

子どもの生活の中で欠くことのできない食事、楽しく食事ができるように工夫しています。食事はすべて手づくりなので、温かいものは温かく、冷たいものは冷たく食べることが出来ます。

子どもたちの手づくりのゴマふりかけやドレッシングもテーブルにのります。作ってもらったものを食べるというだけでなく、食事そのものを楽しめるよう、いろいろな方向から考えていくように工夫されています。

また、食堂（保育室のうちの一室）を設置し、配膳はバイキング型式をとり、ドレッシングを選んだり、目の前でよそってもらったり、自分に合った量を考えて自分でよそったりと年齢にあった方法がとられています。決まった量を与える食事ではなく、食事づくりの段階から子どもたちが加わっているので、偏食も少なくなってきました。

#### (8) 低学年児童の受け入れ

昨年卒園した新1年生の放課後の受け入れが始まりました。きょうだいはまだ園に通っている家庭にとっては、お迎えの手間がなく安心して預けられるようです。夕方の空いた保育室を使い、宿題をしたり遊んだりしています。園の子どもとも顔なじみなので、一緒に遊ぶことも多く、とくに、週1回はおやつ作りとしてクッキングを楽しんでいます。

保育所で小学生の受け入れをしていることによって、安心感ができ、仕事を続けることへの意欲にもなっているようです。

小学校に通い始めたばかりの1年生は、学童保育室に行くようになっていたのですが、今までの慣れた保育所で、ゆったりとした放課後を過ごすことができます。

#### (9) 働きやすい職場環境づくり

保育所はどうしても子ども第一というところがあり、保育者の働きやすさは二の次になっていた感があります。しかし、保育者がベストな状態で子ども

に接することが大事であると考え、働きやすさは園にとってとても重要なポイントです。

乳児室では高さについて考えました。お茶を飲みながらのミーティングでは、お互いに考えていることを率直に出し合えるようになりました。保育者にとって働きやすい保育所は、子どもたちにとっても過ごしやすい保育所であると思います。

もう一つ大切なことは研修です。これは当然、職員の資質の向上につながっていくわけで、職員の活性化につながります。この研修は保育者個人に任せるといよりは制度として取り入れていくべきです。この園ではベテラン保育者の海外研修を取り入れています。職員はひとまわり大きく、そして明るくなって帰ってきます。もちろん、その後の保育による結果がでますし、若手職員の励みにもなっています。

#### (10) 子育て電話相談の取り組み

この保育所での電話相談は、フリーダイヤルとなっています。これは気軽に電話をかけてもらおうという考えからです。

相談の内容は、保育者にとっては母親の不安や心配ごとを知るきっかけとなります。ほんのささいな出来事にも不安を抱き、相談する相手のいない中、増々不安をつのらせている人も多いのです。

ですから、どちらかと言えば、専門機関と連絡を取ったりするほどの内容はほとんどありません。母親の気持ちを聞いて上げることだけで解決することが多いということです。

#### (11) 地域の子育てサロンとして

保育室の一室を『サロン』と称して保護者、地域の人たちに開放しています。主に夕方の時間にティールームになるのです。昼間は子どもたちの食堂、夕方にはティールームへと変身するのです。コーヒー・紅茶などを用意しセルフサービスで飲んでもらっています。手づくりおやつやケーキなどを多めにつくってもらい、ティールームに出し、試食してもらっています。

ここでお茶を飲んで一息ついてからお迎えに行く母親、保育者とお茶を飲みながらお喋りをしていく母親とさまざまです。

このサロンを使ってミニ音楽会をしたり、マスコットづくりの講習会をしたり、保護者に楽しんでもらえるような企画をしています。お迎えの時の30分

位を使っのプログラムです。その間、子どもは預かったままです。

保護者向けの企画は好評で、「普段子どもが小さくて出かける回数も減っていたのでうれしい」という声が聞かれます。保護者の心が豊かになることは、子どもにとっても良いことで、子育てを楽しいものだと感じてもらえるように工夫することはとても大切なこととなっています。

こうした企画には、地域の人たちも、山歩きのお年寄りたちも、また『うさこちゃん』に参加している母親には必ず声をかけています。

#### (12) 一時的保育と地域の子もたちと交流・子育て電話とのかかわり

地域への支援事業は一つひとつが独立しているものよりも、各々かかわりをもって考えられるものが多くなっています。

一時的保育事業を利用しようと考えている人や実際に利用している人たちに、保育所がどんな所かを知らせてもらうには『うさこちゃん』を利用してもらっています。それは、保育所がわかると安心して預けることができるからです。また『うさこちゃん』に参加している人が、園への信頼感を持ってくれるようになり、一時的保育を利用して職業訓練を始めた、仕事を再会する人もいるということです。

電話相談の多くは、家の中で、親と子の1対1の関係だけで毎日を過ごしている人たちが多いので、気楽に遊べる場として『うさこちゃん』にも誘っています。そしてさまざまな子どもや母親に出会うことで悩みも解消される場合が多くなっています。

#### (13) 地域に開かれた保育所をめざして

この保育所では地域に開かれた保育所づくりをめざし、子育てをしている人たちのサポートをしていこうと、いろいろな事業に取り組んできました。地域の子育てをする人びとに出会う中で、今までは判らなかったことをたくさん知ることができたということです。

今、子育て家庭は頼りがいのあるサポートを求めているのです。そのサポートがあれば、自信を持って子育てができるのだと感じたということです。

こうした課題に答えていけるのが、保育所であり、お互いにもちつもたれつのリラックスした関係の中で、気負わずに接し、喜びを分かち合っている、そんな毎日が送れる保育所をめざしたいということです。



### 3 これからの保育所に求められる機能

#### 1 仕事と子育ての両立支援

- ◎ 就労という面での自己の実現を積極的に評価し、同時に子育てを援助していくためには、乳児保育や延長保育などの拡充が求められる。
- ◎ また、仕事と子育ての両立支援を図っていくためにも、保育所が地域の保育ニーズを柔軟に受け入れていく一方で、社会全体として子育て世代が子育てを楽しむ時間を確保できるような、そして他の世代もそれをあたたかく支援できるような労働時間の短縮等の対応が求められる。

現在保育に関わるニーズが多様化していると言われますが、就労という面での自己の実現を積極的に評価し、同時に子育てを援助していくためには、乳児保育や延長保育などの拡充がまず求められます。

保育時間と勤務時間との関係で二重保育をせざるを得ない、産休明け保育が少ないといった課題への対応や、育児休業終了後の年度途中入所の増加への対応など、より積極的な支援をめざす必要があります。その意味からも、以下の点での配慮が必要です。

- ① 先ず、二重保育の解消のためにも柔軟な保育時間を認めることも必要になります。全体の保育時間が子どもの無理にならない範囲で、その家族の状況に対応した、保育を配慮することが考えられます。また今後は、職場やターミナル駅に近い保育所への措置など、職場と保育の場を近づける工夫も考慮されるべき課題です。
- ② また繰り返し述べるように、仕事と子育ての両立支援を図るうえで乳児保育の拡大が求められます。
- ③ さらに年度途中の保育所入所については、緊急的な入所が必要な場合、定員の枠を超えての措置が認められているとともに、保護者が育児休業ををる場合、既に入所している児童の措置の継続や、休業前の保育所への再入所や（新た

に入所する）きょうだいと同じ保育所への入所が可能となるような配慮が行われていますが、保護者の負担を軽減していくためにも一層の拡大も必要です。

現在の若い世代の就労形態はさまざまです。フルタイムもあれば、パートタイムもある、労働時間が長い、短いと言うこともあります。また就労の場も勤務先だったり自宅だったりといういろいろです。

このような実態に対応するには、保育所が地域の保育ニーズを柔軟に受け入れていく一方で、社会全体として子育て世代が子育てを楽しむ時間を確保できるような、そして他の世代もそれをあたたかく支援できるような労働時間の短縮等の対応が求められます。

#### 2 地域における子育て支援—相談と地域活動—

- ◎ いま保育所は「仕事と子育ての両立支援」だけではなく、「地域社会における子育て支援」という2つの側面からの役割期待が高まっている。
- ◎ それは就労を支えるとともに、より積極的に地域の子ども自身の成長を図るということへの期待でもあると言える。
- ◎ 地域社会へ目を向けて見ると、子育て家庭がちょっとしたアクシデントにいかにか脆いかわを知ることができる。従って、こうした家庭に目を向け、具体的な援助を行っていく必要がある。
- ◎ 子育て支援をすすめる際のポイントは、個別の対応をしていくということである。
- ◎ 具体的な相談の場面においては、気軽に相談できる雰囲気をつくる、聴く姿勢に徹するということが大切である。まして説教や行動を指示するのではなく、共に考えていく姿勢が求められる。
- ◎ また、保育所が子育て家庭の人びとと士

つながりができるような支援や活動のバックアップをすることも求められる。

- ◎ こうした相談活動の推進や地域活動への援助について、全て保育所でだけ取り組もうとするのではなく、専門機関との連携を強化し、必要な情報を提供してもらえ体制を整えるということが重要である。

### (1)地域社会における子育て支援

いま、保育所は前述の「仕事と子育ての両立支援」と「地域社会における子育て支援」という2つの側面からの役割期待が高まっています。

それは就労を支えたとともに、より、積極的に地域子ども自身の成長を図ることへの期待でもあると言えます。従来の『保育に欠ける』と言う視点からの発想だけではなく、子どもたちが健やかに育つ環境づくりの観点からも、入所児童のみならず地域の子育て家庭に対する支援が必要となってきたのです。

### (2)相談の受け入れ

ところで地域社会に目を向けてみると、核家族の子育て家庭がちょっとしたアクシデントに、いかに脆いかを知ることができます。ですから、こうした家庭に具体的な援助を行っていくことが求められるのです。

現に取り組まれている電話相談、育児講座といった事業は子育て支援の象徴的な事業であるとともに、こうした子育て家庭への手助けをすることで、保育所が地域社会から子育ての社会資源として認められることへとつながるのです。とくに都市部では、こうした保育所の新しい機能を知らない人たちもまだまだ多いので、積極的にこれらの事業をP・Rしていくことも必要です。

子育て支援をすすめる際のポイントは、従来の保育所側の枠からの対応ではなく、個別の対応をしていくということが重要となってきます。その際、以下の諸点に留意していくことが必要です。

- ①その地域の実情を把握する中から、子育て支援の要求が高いものだけではなく、例え少数の要求であっても耳を傾け、その支援方策を検討していく必要があります。
- ②これらの支援を単発的なイベントや事業とするのではなく、継続的な取り組みが求められます。

それはこれら子育て支援が決めた日だけに必要とされるのではないからです。

- ③また、地域の人びとが気軽に立ち寄れる場（スペース）を保育所に用意することや、人びとをあたたかく受け入れてくれる質の高い職員（保育士）も必要です。

この個別の対応を行っていく、あるいは相談を行っていくうえで大切なことは、気軽に相談できる雰囲気をつくる、とにかく聴く姿勢に徹するということです。

『〇〇相談です』とお互いに身構えてしまっはうまくいきません。要は、友だちと気軽に話しているような雰囲気をつくる、信頼関係を築くことです。人間関係ができて初めてこちらのアドバイスも意味を持ってくるのです。まして説教や行動を指示してはうまくいきません。共に考えていく姿勢が大切です。

また子育てのように、実際の子どもの関わりで考える場合は、単に言葉だけの相談ではなく、一時的保育事業など子どもの集団の場を利用して、子どもと直接関わることを含めて対応して行ければ、一層、信頼関係も深まるでしょう。言葉では理解できないことでも、関わりの中から子どもが生き生きと動き始め、納得のいく場合もたくさんあります。そそいて、そのようにして体験的に理解したことは、言葉のやり取りだけで理解したことよりも、はるかに力強い結果を生むことが期待できます。

### (3)地域活動（グループ）への援助

また、地域社会の中にさまざまな人間関係があることは、人びとの生活をより豊かなものにします。その意味で、保育所が育児講座を開くなどして子育て家庭同士のつながりができるような支援をすることが、次の段階として考えられます。

無理に何かグループをつくらうとするよりも、お互いをごく自然に紹介してあげることで、自然な人間関係の広がりが発展します。また、何か共同で活動したいことがあれば、それをバックアップすることなども重要な取り組みと言えるでしょう。

### 3 社会福祉協議会との連携・協働活動の展開

- ◎ 今日の保育所をめぐる動向の中で、社協と保育所との緊密な連携と協働がおすすめることによって、地域の子育て支援活動もより強化されることが期待される。
- ◎ 保育所の側から社協と連携して協働活動を展開する必要性は、①保育所が入所児童に対する保育実践をより豊かにするために、②多様化する保育ニーズに的確に responding していくために、③保育所がその専門機能を地域に開き、子育て支援の役割をよりよく担うために、である。
- ◎ さらに、近隣の助け合いによるインフォーマルな“子育て支援ネットワーク”づくりを協働して担うことも重要である。

今後、保育所が地域に向けた取り組みを一層強化していこうとするならば、各地域にある社会福祉協議会との連携あるいは協働活動の展開が求められます。

ここでは、保育所の側から社協と連携して協働活動を展開する必要性について、3つの点から見てみます。

その第1は、保育所が児童福祉施設として入所児童に対する保育実践をより豊かにするためにです。

1でも述べているように、近年、子どもたちを取りまく生活環境は人的環境、自然環境、文化環境のいずれを見ても決していいものとは言えません。子どもたちの健全な成長と発達に必要なさまざまな体験ができにくくなっています。このことは保育所に通う子どもにとっても例外ではありません。こうした状況に対応して、人びととの多様な交流を体験し、豊かな自然と優れた文化にふれる体験を保育内容に盛り込み、実践していく必要性は保育指針に示されているとおりです。

しかし、これらの実践は保育所内だけで自己完結的にできるものではなく、地域の住民組織や公私の社会福祉事業関係者、前述の諸機能を有する

社協との連携に期待されるところが大きいと言えます。

具体的には、地域活動事業・特別保育科目設定実施事業の①老人福祉施設訪問等世代間交流事業、②地域における異年齢児交流事業、③郷土文化伝承活動などの事業において社協と連携することも有効でしょう。

さらには、社協が主体的に行う地域活動に積極的に参加・協力するとともに、両者が協働して障害児・者との交流活動を展開したり園外保育の一環として自然に戯れ、音楽や演劇・絵画を鑑賞する事業なども考えられてもいいかも知れません。

第2には、多様化する保育ニーズに的確に responding していくためにです。

今日の多様化する保育ニーズに対応して乳児保育、障害児保育、延長保育、夜間保育などの特別保育事業や非定型的保育サービス事業、緊急サービス事業などの一時的保育事業が行われています。

もとより保育所は、多様化する保育ニーズに機敏に対応して就労と育児、子どもの成長・発達を支援する役割を担っていますが、この役割を十二分に発揮するためには、地域における保育ニーズを常に的確に把握しておかなければなりません。しかし、乳幼児を抱える家庭の家族構成や親たちの就労状況、その中での子育ての状況、さらにはこれを支える近隣関係を含む地域の状況などを保育所だけで常に把握していることは“至難の技”でもあります。

ここに「広く住民の生活実態・福祉課題等の把握に努め、そのニーズに立脚した活動をすすめる」「住民ニーズ基本の原則」を活動原則として標榜する社協との連携の意義を見いだすことができ、社協と協働したニーズ把握も可能となるのです。

第3は、保育所がその専門機能を地域に開き、「地域の子育て支援センター」としての役割をよりよく担うためにです。

「地域の子育て支援センター」の役割は、上記第2の「多様化する保育ニーズに的確に responding していく」役割も包括したものであることは言うまでもありませんが、これに加えて、近年の家庭と地域の育児・子育て機能の脆弱化、情報過多の中の育児知識・技術の伝承の欠如、育児観の変化などを背景とする育児不安の広がりに対応して、保育所の専

門機能を地域に提供する役割が期待されています。

「乳幼児健全育成相談事業」「保護者等への育児講座」「放課後児童対策事業（児童クラブ事業）」「思春期における保健・福祉体験学習事業」等への積極的な取り組みがそれです。

これらの事業を効果的に行うためには、教育（社会教育）、保健・医療をはじめとする関連領域との連携・協働が必須ですし、この点でも「公私協働の原則」に立脚する社協との連携・協働は有効であると言えるでしょう。

いま一つ加えれば、緊急に発生する、あるいは刻々と変化する保育ニーズを的確に把握し機敏に対応するために、乳幼児や低学年児童を抱える家族を中心にすえた近隣の助け合いによるインフォーマルな“子育て支援ネットワーク”づくりの中核を、社協および民生委員・児童委員（主任児童委員）と協働して担う役割がありますし、この役割を包括してこそ「地域の子育て支援センター」としての本領が真に発揮できるのではないのでしょうか。

ところで社協は、地域福祉推進の中核組織として、①住民ニーズ・福祉課題の明確化および住民活動の推進、②公私社会福祉事業等の組織化・連絡調整、③福祉活動・事業の企画および実施、④調査研究・開発、⑤計画策定、提言・改善運動、⑥広報・啓発、⑦住民の自主的・自発的な福祉活動の支援の7つの機能を持っています。

そして住民の福祉活動の組織化、社会福祉を目的とする事業の連絡調整および企画・実施などを行い、地域における住民組織と公私の社会福祉事業関係者などにより構成された公共性と自主性を有する民間組織である社協は、住民主体の理念にもとづき、地域福祉課題の解決と誰もが安心して暮らすことのできる地域福祉の実現をめざしています。

以上のように考える時、今日の保育所をめぐる動向の中で、こうした性格と機能を持つ社協と保育所との緊密な連携と協働がおしすすめられることによって、地域の子育て支援活動もより強化されることが期待されます。

#### 4 他の児童福祉施設との連携・協働活動の展開

- ◎ 地域における子育て支援活動を全ての施設の共通課題として認識し、それぞれの施設の機能に照らした役割分担と連携・協働活動が必要である。
- ◎ 関係者の広範な参加を得て、「子育て支援委員会」（仮称）を設置し、これを推進母体に地域の保育ニーズを客観的に把握することが重要である。
- ◎ さらには、将来の動向をも見すえて児童版「保健福祉（活動）計画」を策定するとともに、長・中期的にわたる計画化と関係者の緊密な連携と協働による実践が重要である。
- ◎ 実践上の課題として、保育所に必要なマンパワーの量と質の確保が必要である。

これまで述べてきたように、今日の多様化する保育ニーズの全てを、保育所だけで受け止め、対応していくことは不可能です。

保育に欠ける状態におかれた子どもたちにとって、とくに年齢が低ければ低いほど、ホームヘルプサービス（ベビーシッターの派遣）やショートステイ、24時間の家庭支援サービスは必要になってきます。こうしたニーズに対応していくためには、地域における子育て支援活動を保育所だけの課題として抱えるのではなく、乳児院、養護施設、母子寮あるいは児童厚生施設（児童館）、障害児施設も含む全ての共通課題として認識し、それぞれの施設の機能に照らした役割分担と連携・協働活動が必要です。

とくに民間保育所の場合、他事業や他施設との連携を意欲的にすすめ、法人運営の強化を図るなどの取り組みも不可欠な課題だといえます。

ところで、他の児童福祉施設との連携・協働活動をすすめるうえでも、社協が市町村との連携のもと、保育所をはじめとする児童福祉施設および機関・団体、民生委員・児童委員、教育、保健・医療、など関連領域の関係者の広範な参加を得て、「子育て支援委員会」（仮称）を設置し、これを推進母体に地域の保育ニーズを客観的に把握することが重要です。

可能ならば子育て家庭を個別に把握し、地域の特質をふまえて、当事者の主観的ニーズではなく、専門職の目を見た誰もが必要と認める客観的ニーズを明らかにすることも必要です。そのうえで、まず個別のケースに対応する援助システムを関係者の英知を集めて検討し、構築すること。即ち、前述の近隣の助け合いによるインフォーマルなネットワークと結ぶフォーマルなネットワークの構築の必要があります。

そしてさらには、個別の客観的ニーズを積み上げ、普遍化し、将来の動向をも見すえて児童版「保健福祉（活動）計画」を策定するなど、「わがまち・わがむら」にはどんな保育ニーズがあり、それに対応してどのようなサービスが、どこが主体となって、どういう方法・手段で行われなければならないか、そのためにはどういう組織や施設、人材がどの程度必要なのか、財政計画をどうするのか、それを具現化するためには、どういう活動が必要なのかを中・長期的にわたり計画化し、関係者の緊密な連携と協働のもとに実践されることが重要です。

こうした活動を展開していくためにも、社協が重要な役割を担うことが期待されるとともに、保育所をはじめとする各児童福祉施設が社協に参加するこ

とが求められます。

以上、社協と保育所および他の児童福祉施設との連携のあり方と必要性について述べましたが、これを実践するために、とりわけ保育所と社協に関わっては次のような課題も指摘できます。

保育所については、多様な保育ニーズに直接対応するために必要な、マンパワーの量と質の確保ということです。それは週休2日制あるいは週40時間を前提とし、多様な保育ニーズに対応できるマンパワーをいかに確保し、質的な向上を図っていくかの課題でもあります。

社協に関しては、一つは活動基盤の強化です。人も金もなく、委託事業が増加する傾向にある中、現状では老人福祉の分野のみに終始し、必要性は感じていても、なかなか新しい活動に手がつけられない状態も指摘され、これをどう克服し、児童家庭福祉の分野に関わっていくかが最大の課題でもあります。もう一つは保育所をはじめとする各社会施設が県レベルの社協とはつながっていても、市町村社協とはつながっていない所がまだ多い現状にあります。市町村社協と施設との連携・協働活動を具体的にすすめていくためにも、各施設が市町村社協の会員として参加することが求められるところです。

## 4 保育所運営強化の視点

### 1 保育所が当面している課題

- ◎ 親たちの意識の変化に対して、さまざまな制約などのため、保育所が的確に対応できていない状況も見られる。
- ◎ 保母の勤続年数が短いことや研修制度・体系の不備なども課題となっている。
- ◎ また、施設長や経営者の意識や公立の意識改革も課題となっている。
- ◎ さらに、その時々々のニーズに柔軟に対応することができなかった制度や行政機構の問題も問われている。
- ◎ これからの保育は『成長・発達への支援』と言う保育内容へ展開していかなければなら

ない。

- ◎ 子育て支援は保育所を中心として展開されるとしても、地域社会のさまざまな機関や人との連携の体制を整えておくことが必要である。

ところで、子育て世代の親たちの意識が大きく変化しつつあるにも関わらず、保育所にはさまざまな制約などがあり、その状況に的確に対応できているとは言えない状況も見られます。その結果、さまざまな保育メニューが示されているにも関わらず子育て世代のニーズに的確に対応した保育体制や活動が整備されないでいるとも考えられます。以下、現在、保育所が当面している課題を述べてみます。

#### (1) 保母の課題

その制約はさまざまですが、その一に、このよう

な変化になかなか対応できない保母の資質の問題も指摘できます。それは、一般に保母の勤続年数が短いことや数年に1回程度しか参加できない研修制度・体系の不備からも指摘できる課題だと言えます。

また、現在、高校などでは保母養成校への進学は極力押さえられる傾向が発生しています。その結果、保母を志す学生は減少の傾向を示している現状も指摘されています。

### (2)施設長や経営者の意識の課題

しかしこの背景には、運営費の制約や保育所本来の使命に対応した保育所運営が出来ないでいるといった現実もあります。

施設長や経営者の意識といった問題も問われる課題でもあります。また、施設長の資格問題も検討されるべき点であると言えます。従って、職員に先駆けての研修あるいは資格制度の整備が必要でしょう。

さらに経営感覚という意味合いでは、公立保育所の施設長の意識改革も課題と言えるでしょう。合わせて、地域や保育の実情に柔軟に対応できるように、保育所長の保育所運営の権限と責任を拡大することも重要です。

### (3)保育行政の課題

一方そこには、措置・措置費制度を背景とし、その時々ニーズに柔軟に対応することができなかった制度や行政機構の問題も指摘できます。

確かに社会構造が比較的シンプルだった時代には、この全国画一的な制度は一定の効果を上げ、その量的・質的水準を確保してきましたが、今日のように社会が複雑になると、この画一的な仕組みだけでは対応しきれなくなっているなどの状況も見られます。今後は、親が保育所を選べるようにすることも大切でしょうし、民間保育所での先駆的・開拓的実践も尊重され、支援される仕組みや補助制度の確立も求められます。

### (4)保育内容の課題

これからの保育改革の背景には『教育主義』への反省が込められていると言えます。保育内容を考える時に、単元主義ではなく人間全体に関わる、『成長への支援』と言う保育内容へ展開していかなければならないといった課題があります。

### (5)社会福祉協議会や保健所などの他機関との連携の課題

ところで、子育て支援は保育所を中心として展開

されるとしても、保育所のみによって担えられるものではありません。ですから、地域社会のさまざまな連携の方策を探っていくことが課題となってきます。

なお、相談については児童相談所などの相談機関や、地域活動については社会福祉協議会や社会教育行政・機関など、それぞれの専門機関との連携を強化し、必要な情報を提供してもらえ体制を整えるということが重要となってきます。

問題の内容に応じて——例えば、心身の発達問題については地域の保健所や担当保健婦、小児科医との連携も想定されるし、仕事の問題であれば公共職業安定所や労働基準監督署との連携など——その地域にある各種の機関や民生委員・児童委員などと常に連絡の取れる体制を整えておくことが必要となります。

## 2 資格問題を考える

- ◎ 保育・育児に関する専門家としての資質に見合った資格制度が必要。
- ◎ そのためにも、養成校卒業を受験資格とした国家試験による資格付与の他新たな資格制度の創設と、主任保母や施設長資格との連動が必要である。
- ◎ 保育内容の変化に伴って、現任者の再教育の制度の整備が必要であり、公的な助成とともに、研修機関における機会の提供等、その制度化も必須の課題である。
- ◎ また、こうした研修への参加の機会を保障していかなければならない。

### (1)保母資格制度の充実強化の必要性

ところで、保母資格制度についても現状のような養成や試験制度でよいのかどうかについては検討の余地があることが指摘されています。現在の保母資格は保母としての最低限度の資質を保障するものではありませんが、これまでふれてきたように現在の保母に求められている資質は名実共に、育児や子育てに関する専門家としての資質を求められています。従って将来の方向としては、資格制度の改革はさけて通れない問題だと言えます。

ところで、資格制度はその職においてその最低限

度の能力を保障することを意味し、より高度な専門職としての仕事を展開することは、さらにその資格を持ったうえでの試験制度・研修制度を検討していくことが、今後、必須の課題になると考えられます。

## (2) 保母資格制度改革の方向

### 保母養成校における保母養成の改革

つい最近そのカリキュラム等についての改革が実施されたばかりですが、当面、その内容について改正の主旨を生かした十分な実施が望まれます。

一方、改革の方向としては、今後、養成校での資格付与の他に新たな制度についても検討していくことが課題です。また、4年制大学での保母養成コースについては、その求人ニーズもかなりはっきりしているので、早急にそのカリキュラム等が検討されるべきでしょう。

### 保母試験の改革

保母試験制度については、さまざまな意味で経験を積んだ社会人の保母職への参入を促すと言う意味で、大変大きな役割を果たしてきました。しかし、前項と相まって、例えば看護婦資格、教員資格、あるいは社会福祉士資格、介護福祉士資格など、他の対人援助サービスを専門とする資格を持っていることを受験資格とする、あるいは科目免除をする、また一定期間(2~3週間程度)の研修を終了することを前提とする、などの方策も必要となるでしょう。

### 保母資格の法制化と新たな保母資格の創設

まず、保母資格の法的位置づけを明確にし、その社会的役割を明確にしていくとともに、「保母」という名称についても検討を行う必要があるように思われます。

また、現在の保母資格は短大卒程度を基本としていますが、今後の保育ニーズ、とりわけ地域の子育て支援活動に取り組むためにも、また、職員の資質向上を図るためにも、新たな保母資格 - 例えば、4年制の保母養成コースを終了した者が社会福祉・心理・教育・看護等の課程を修了し、1年程度の保育実務研修を修了した4年制大学卒業者、または一定期間の実務経験を有する者を対象とした資格制度などさらに大学院等の研究機関において保育、幼児教育、社会福祉等を専攻し修了した者や前記の資格を持

って一定期間の実務経験を有する者を対象とした資格制度など - を創設することは、保育内容の向上にとっても大変有益なことだと思われるます。

### 主任保母や施設長資格との連動の必要性

ところで、このような資格制度はそれだけでも意味を持ってくると考えられますが、現状の保育所を考えると主任や施設長の資格も大切な課題です。その意味で、この資格制度を主任保母や施設長の資格と連動させることも、検討課題であると言えるでしょう。

## (3) 現任者の研修制度改革の方向

また、とくに保育内容の変化に伴って、現任者の再教育の制度の整備が必要になってきています。

企業や公務員等では必ず行われている研修の機会にも、現状では保母は恵まれていない点が指摘されています。従って、その研修制度の整備もぜひ必要だと言えます。しかしこの点については、保育所は事業所としては零細である場合が多く、研修までは手が廻らない実情に配慮し、公的な助成とともに、研修機関における機会の提供等、その制度化も必須の課題です。

一方、研修の機会があっても、その参加が義務化されてはいません。しかし保育を囲む状況に変化がないわけではなく、その意味でも現任者の研修制度が求められているのです。

またその研修内容等については検討すべき内容が少なくありません。とくに、研修参加者が主体的に行動し発言できる研修システムを検討することが重要となってきます。

### 初任者研修の義務化

資格取得者が保母になるのだから、初任者の研修は必要ないとの考え方も言われますが、少なくとも、当該地域の地域ニーズの僚向や、当面している保育ニーズの課題などについて、その地域毎に一定日数の初任者制度は必要です。

公立の保育所では実施されている所も多いでしょうが、民間では少ないので、市町村ごとにその制度化を図る必要があります。

### 新たな資格取得に関わる研修

前述のような新たな資格が創設されれば、資格取得のための研修も必要になってきます。

例えば、就職後3~4年の段階での1週間程

度の研修では、中堅の保母としての役割や地域での保育の広がり等についての基礎的な能力を養い、就職後5年位の段階で保育所の管理職員として、さまざまな目配りや対外的な活動の中で保育者としての立場から適切な方法で主張ができるような養成を行い、そのことが新たな資格取得へつながるような研修が望まれます。

### ③継続的な研修の実施

上記のような研修後も5年程度のサイクルで、何らかの研修の機会が提供されることが重要です。この研修の機会としては、現在行われているさまざまな研修や関連領域（福祉・心理・教育・看護等対人サービスに関わる分野や保育所経営に関する領域など）の研修であっても良いのではないのでしょうか。それぞれの保母の特性に合わせて研修の機会を提供するとともに、その出席を義務づけていくことが重要です。また、大学や大学院におけるリカレント研修制度等の創設も検討されるべき課題です。

### (4)研修出席の保障

研修出席が義務づけられ、そのことが資格制度とある程度連携しているとすれば、研修に出席できるかどうかは、その保母の職務生活の設計を左右する問題になります。従って、その研修への参加の機会を保育所が保障しなければならないことは言うまでもありません。

## 3 柔軟な保育への課題—新保育指針からの出発—

- ◎ これからの保育の実践にあたっては、現在のクラス中心の集団保育、それ自体の見直しが求められている。
- ◎ それは、子どもたちの豊かな人間形成と生活を保障するためにも重要な課題である。
- ◎ 柔軟な運営を行っていくためにも、各保育所運営の隅々まで新保育指針の考え方を行き渡らせる必要がある。

### (1)保育所全体での柔軟な保育の必要性

保母資格や研修の背景になる課題は、現在のクラス中心の集団保育、それ自体の見直しが求められているということでもあります。基本部分の保育にせ

よ拡大部分の保育にせよ、その保育の実践にあたっては柔軟な保育への脱却が不可避の課題だとも言えます。

この課題は個性的で豊かな人間形成が必要であるという点からも、また、多くの子どもたちの自主性豊かな生活を保障するためにも、さらにそういう保育のもとで子どもが幸せに保育所に通うことによって、子育て世代が安心して子どもを保育所に送り出せることを含めて、非常に重要な課題でもあります。

### (2)新保育指針からの出発

新保育指針は全体として、現代の子育て支援のニーズをふまえて、個性の育成重視の観点に立っていると云えましょう。このような保育指針の実践には、上記のような柔軟な運営が必要になってくると言えます。そのことは、各保育所運営の隅々まで、新保育指針の考え方を行き渡らせることが必要となってきます。

このような柔軟な保育が行われることによって、はじめて拡大部分を含めた保育が豊かなものとして実現するのではないのでしょうか。

## 4 財政問題と規制緩和を考える

- ◎ 現行の措置費制度が大幅に変革されるとすれば、その運営上重大な問題ときたすことになる。
- ◎ しかし、主体性のある運営をめざすためには、自主財源の確保を図っていく必要がある。
- ◎ また、次代のニーズに対応していくためにも各種の規制を大幅に緩和し、膨大な事務量を減らす必要がある。

保育所にとっての財政問題は、施設の運営基盤を左右するものであり看過できない課題です。とくに保育所の児童処遇、職員処遇、施設その他の管理全般を含め、現行の措置費制度が大幅に変革されるとすれば、その運営上重大な問題をきたすのは必定です。

また、民間保育所の場合、とくに都市部においては諸経費の上昇に伴い、措置費のみでの運営が困難であり、県や市町村の補助によってしのいでいるという現状も指摘されています。



しかし、補助金等への公費依存は将来的には限界に来ることが予想されますし、補助金等によって往々にして主体性のある保育所運営につながっていないという側面も指摘されています。従って主体性のある運営をめざすためにも、自主財源の確保を図っていく必要があるでしょう。

そのために、例えば定員と入所能力の開差を活用し、制度にのらない保育ニーズに積極的に対応し財源の確保を図る——その場合「利用」に関わる応能負担も検討されるべき課題でしょう——、また新たなニーズに対応したサービス（一時的保育、緊急保育、長時間保育や日曜・祭日保育等）を実施して財源の確保を図る、保育修了後の保育室を有効に活用して財源の確保につなげるなどの工夫が考えられてよいでしょう。

また、社会福祉事業全般が多くの規制を受ける行政の許認可のもとにあるわけですが、保育所が次代のニーズに対応していくためにも、さらに民間の力を大いに活性化させるためにも、かなりの部分にわたり各種の規制を大幅に緩和し、膨大な事務量を減らす必要があります。「がんじがらめ」な運営ではなく、柔軟で、また手続が簡素であり、利用しやすいなど、個々の保育所において多様な保育ニーズに弾力的に即応できる主体性のある運営形態に変えていくことが求められています。そして、保育所の現場が本来の仕事である子育て（養護・育成・教育）に十分その力を発揮できる柔軟な体制を確立していくことが期待されているのです。

## 5 保育所運営の方向を考える

- ◎ 今後の保育所は地域の子育て支援センターとして、その機能・存在が不可欠となってくる。
- ◎ 地域の子育て家庭の支援事業を保育所本来の事業として位置づけるとともに、一層の福祉機能の強化を図ることが重要となってくる。
- ◎ また、新しい保育所運営を考えていくうえで、最低基準の見直しも検討する必要がある。

### (1)地域の子育て支援センターへ

今後の保育所は地域の子育て支援センターとして、その機能・存在が不可欠となってくるでしょうし、その真価が問われて来ると言えます。そのためにも、育児と就労の両立のための保育ニーズに積極的に取り組む、また保育に欠ける子どもだけでなく、地域の子育て家庭の支援事業を保育所本来の事業として位置づけていく、さらに長時間保育の対応等、保育に欠ける状況が強い子どもや家庭に対しては、一層の福祉機能の強化を図る、といった方向が重要となってきます。

### (2)最低基準の見直し

反面、保育所保育指針の定着や働く職員の労働時間短縮や人員確保、保育所機能の拡大など、現時点で解決しなければならない課題も多くありますが、以上のような新しい保育所運営を考えていくなれば、最低基準の見直しも検討されなければなりません。とくに地域に開かれた保育や相談活動を展開していくためにも設備内容や職員の配置基準も重要な要素の一つであり、その見直しを図る必要があります。